

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成20年6月30日まで縦覧に供する。

平成20年5月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成20年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人さぬき風致美考会

辻村 久敏

丸亀市川西町北2131番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、香川県丸亀市を中心としたいわゆる「讃岐地方」（以下「讃岐地方」という）における地域住民に対して、造園学の見地から、山林・森林等の天然資源の持続可能な保護及び利用を推進し、天然観光資源の有効適切な活用及び地域住民参加型の里山体験学習等による次世代環境教育の推進等に関する継続的な事業を行い、次世代に承継すべき「讃岐地方」の文化、技術、風致の伝承を促進し、もって、地域コミュニティとしての「讃岐地方」更には香川県、四国の永続的な発展を図ることを目的とする。